

平成 28 年第 3 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 2 時 00 分

2 閉会日時

平成 28 年 3 月 18 日（金）午後 2 時 43 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 4 階 研修室

4 出席委員

- (1) 佐藤 秀樹
- (2) 石澤 千鶴子
- (3) 斎藤 誠子
- (4) 池田 享誉

5 事務局出席職員

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| (1) 教育部長          | 成田 聖明  |
| (2) 理事教育次長事務取扱    | 横山 克広  |
| (3) 教育次長          | 工藤 裕司  |
| (4) 浪岡教育事務所長      | 平田 公成  |
| (5) 総務課総務管理 T L   | 泉 宏明   |
| (6) 社会教育課社会教育 T L | 阿部 崇   |
| (7) 文化スポーツ振興課長    | 木村 久美子 |
| (8) 中央市民センター館長    | 木浪 経彦  |
| (9) 文化財課長         | 白取 慎也  |
| (10) 市民図書館長       | 渡邊 薫   |
| (11) 学務課長         | 高橋 光夫  |
| (12) 学校給食課長       | 工藤 健志  |
| (13) 指導課長         | 石岡 篤実  |
| (14) 浪岡教育事務所教育課長  | 山内 秀範  |

6 会議に付議された案件

(1) 議事（議案第 21 号は非公開）

議案第 10 号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 11 号 青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 12 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 13 号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 14 号 青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 15 号 青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について

- 議案第 16 号 青森市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 17 号 青森市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 18 号 青森市教育振興基本計画の策定について
- 議案第 19 号 青森市学校施設老朽化対策計画の策定について
- 議案第 20 号 臨時に代理し処理した事項の承認について
- 議案第 21 号 臨時に代理し処理した事項の承認について

## (2) 報告

- ①寄附採納について（小・中学校）
- ②沖館川多目的遊水地「リバーランドおきだて」利用者案内看板等の落書き被害について
- ③青森市屋内グラウンド（サンドーム）主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いについて
- ④浪岡野沢公民館の優良公民館表彰受賞について

## 7 会議録署名委員

- (1) 斎 藤 誠 子
- (2) 石 澤 千鶴子

## 8 会議の概要

午後 2 時 00 分に教育長職務執行者より代理の指名を受けた佐藤秀樹委員が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、議案第 21 号を非公開の会議とした。議案第 10 号から第 20 号の審議を行い、原案のとおり決定した。4 件の事案を報告し、非公開の会議とした議案第 21 号を審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○佐藤秀樹委員

それでは議事に入ります。議案第 10 号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第 10 号「青森市公印規則」の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成 28 年 4 月 1 日付けで青森市立浅虫中学校を廃止したことに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

それでは、附属資料 2「新旧対照表」に基づいて改正内容を御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

主な改正内容でございますが、浅虫中学校で使用しておりました公印番号第 101 号、第 175 号及び第 249 号の 3 つの公印を廃止するため、同規則別表から削除するものでございます。

附属の資料として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 10 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 10 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 11 号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 11 号「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成 26 年 6 月 13 日に公布された改正行政不服審査法及びその整備法が、本年 4 月 1 日に施行されることに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

附属資料 1 に基づき、法改正の経緯及び主な見直し内容について御説明いたします。

行政不服審査制度は、行政庁の処分又は処分申請に対する不作為に不服がある場合に、不服申立てができる制度でございまして、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から、昭和 37 年に制定されてから約 50 年ぶりに、行政不服審査法及び同法の特例を定めた個別法が改正されたものでございます。

主な見直し内容ですが、大きく 3 点に分かれてございます。

まず、1 点目の①は、審理員による審査手続及び第三者機関への諮問手続の導入です。

これまで、行政庁の処分に対し不服がある場合には、行政処分を行った「処分庁」の上級行政庁である「審査庁」へ審査請求を行っておりましたが、改正後は、「審査庁」への審査請求の前に、「審理員」という処分に関与しない職員が両者の主張を公平にチェックする制度を設けるとともに、新たに第 3 者機関を設置し、審査の公正性を向上させるものでございます。

なお、この 1 点目に関しては、教育委員会の場合、教育長が処分を行った場合は、教育委員会が「審査庁」となるため、公正性が担保されるとの理由で除外されております。

2 点目の②でございしますが、不服申立ての手続に関する改正です。

現在の不服申立ての手続は、「異議の申立て」と「審査請求」の 2 つの方法があるものですが、この手続を「審査請求」として一本化するものです。

3 点目の③は、「審査請求」を行うことができる期間が、現在の 60 日から 3 か月に延長されるものです。

以上が主な改正内容となります。

これも基づきまして、法の改正内容を踏まえた本規則改正の内容でございしますが、附属資料 2「新旧対照表」を御覧下さい。

改正の内容は、先ほど御説明致しました②に関係しますが、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 15 号内の文言を「異議の申立」から「審査請求」に改めるものです。

色々と御説明致しましたが、改正する部分はここのみとなります。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 11 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 11 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 12 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 12 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、教育委員会事務局の分掌事務の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

それでは、附属資料 2「新旧対照表」に基づき御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

別表 1 中の学校給食課の分掌事務に「学校給食費に関する事項」、「就学援助（学校給食費に係るものに限る）に関する事項」及び「栄養教諭等による食に関する指導に関する事項」を追加するものです。

附属資料 1 に概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 12 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 12 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 13 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 13 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定について御説明申し上げます。

本規則は、学校給食センターに勤務する栄養教諭のサービスを明確にするための所要の改正を行うため、提案するものです。

それでは、附属資料 2「新旧対照表」に基づき、改正内容を御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

青森市学校給食センター条例に定める学校給食センターに勤務することができる職員を「学校栄養職員」から「栄養教諭及び学校栄養職員」に改めるものです。

附属資料 1 として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 13 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 13 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 14 号「青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 14 号「青森市文化賞表彰規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、附属資料 1 を御覧ください。

本議案は、文化芸術分野において、優秀な成績を取めた方の指導者を表彰する「文化指導者賞」について、人材育成を担う指導者の意欲向上を図り、文化芸術の活性化を目的に、表彰者の範囲を拡充し、所要の改正を行うため提案するものです。

それでは、改正内容について、附属資料 2「新旧対照表」に基づき御説明いたします。

第三条第二項の「文化指導者賞」の表彰者の範囲について、これまでは「本市の市民」のみとしておりましたが、同条第一項の文化賞及び文化奨励賞と同様に、「本市の市民又は本市と密接な関係のある者」とするものです。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 14 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 15 号「青森市スポーツ賞表彰規則の一部を改正する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、附属資料 1 を御覧ください。

本議案は、スポーツ分野において、優秀な成績を取めた方の指導者を表彰する「スポーツ指導者賞」について、人材育成を担う指導者の意欲向上を図り、スポーツ振興を目的に、表彰者の範囲を拡充し、所要の改正を行うため提案するものです。

それでは、改正内容について、附属資料 2「新旧対照表」に基づき御説明いたします。

第三条第二項の「スポーツ指導者賞」の表彰者の範囲について、これまでは「本市の市民」のみとしておりましたが、同条第一項のスポーツ賞及びスポーツ奨励賞と同様に、「本

市の市民又は本市と密接な関係のある者」とするものです。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 15 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 15 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 16 号「青森市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○理事

議案第 16 号「青森市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、御説明申し上げます。

本規則は、学校給食センターについて、国の基準や業務の実態と整合を図り、教育機関として適正かつ効率的な業務遂行に資するため、所要の改正を行おうと提案するものです。附属資料 2「新旧対照表」に基づき、改正内容を御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第 3 条の「給食の実施回数」につきましては、国が定める学校給食実施基準と整合を図り、「年間を通じ、原則として、毎週 5 回、授業日の昼食時に実施する」ことへ改めるものです。

第 4 条の「職員」については、学校給食を活用した食育の推進等を担う「栄養教諭、学校栄養職員」の配置について定め、併せて職員の表現を改めるものです。

第 6 条の「分掌事務」については、業務の実態と整合を図り、「給食材料の調達に関すること」及び「センターの運営に関すること」を加えるものです。

附属資料 1 として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

施行期日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 16 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 16 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 17 号「青森市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 17 号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定」について、御説明申し上げます。

本規程は、学校給食材料の調達について、事務の適切かつ効率的な執行に資するための所要の改正を行うため、提案するものでございます。

それでは、附属資料2「新旧対照表」に基づいて改正内容を説明いたします。

一般食料費の専決事項におきまして、給食材料費に係る「契約執行伺」に関する事項が定められていないことから、給食材料費以外の一般食料費に係る専決事項を適用するものです。

また、学校給食センター所長の専決事項に、給食材料の発注などに関する事務を追加するものです。

施行期日につきましては、平成28年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第17号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第17号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第18号「青森市教育振興基本計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第18号 青森市教育振興基本計画の策定について、御説明いたします。

本計画につきましては、昨年11月26日に開催した教育委員会臨時会において、素案の御議決をいただいた後、12月15日から1月14日まで「わたしの意見提案制度」実施したほか、浪岡地域自治区協議会からも御意見をいただき、このたび、「青森市教育振興基本計画（案）」を取りまとめたところであります。

議案を御覧ください。

表紙には、先日、皆様に協議していただきました本計画のサブタイトルとして「～ひとりひとりの未来につながる 「わ」の学び ～」を記載するとともに、4つの基本方向をイメージする写真を掲載しております。

裏面を御覧ください。

サブタイトル中の「わ」について、「自分のわ」「人と人とのつながりの輪」「和やかな和」の三つを指すことを記載しました。

附属資料1を御覧ください。

本計画の概要版となっております。

これまでの検討により、皆様、よく御存知の内容ですので、説明は割愛させていただきます。

附属資料2「青森市教育振興基本計画素案」に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

わたしの意見提案制度に基づき提出された意見といたしましては、1名1団体から1件を提出いただきました。

意見の概要と市の考え方は附属資料3のとおりです。

今後のスケジュールにつきましては、4月22日（金）から5月31日（火）まで、素案と同じ111箇所縦覧することとしているほか、市のホームページでも公表することとし

ております。

以上御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

○斎藤委員

基本計画の表紙の写真はこれで決定でしょうか。

○教育部長

一応、これで進めたいと考えておりますが、何か気になる点がございませうでしょうか。

○斎藤委員

表紙の生涯学習についての写真ですが、あまり楽しんで学習をしているように感じられないと思います。また、遺跡の写真もそう感じるのですが、誰もが見てわかりやすい写真の方が良いのではないかと感じます。

○教育部長

現時点ではこのままで進めたいと考えています。例えば、人の顔が写っている写真であれば許可が必要になりますので、子ども達が写っている写真であればそういったことも考慮しなければいけなくなります。

少し考えさせて頂きたいと思いますが、仮にこのままであっても御理解頂きたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

できれば、キャッチフレーズにふさわしい写真に差し替えて欲しいと思います。

他に御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 18 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 18 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 19 号「青森市学校施設老朽化対策計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 19 号「青森市学校施設老朽化対策計画」の策定について、御説明申し上げます。

本計画につきましては、先月開催しました教育委員会会議におきまして、委員の皆様へ案の概要を御説明申し上げ、その後、文教経済常任委員協議会における概要説明、庁内各部署との最終調整等を経まして、このたび、配付資料 2 のとおり「青森市学校施設老朽化対策計画（案）」を取りまとめたところでございます。

配付資料を御覧ください。

お配りしている A 3 の資料 1 「青森市学校施設老朽化対策計画（案）の概要」及び資料 2 の「計画（案）」につきましては、先月、御報告させていただいた内容から大きな変更はされておりませんことから、改めての御説明は省略させていただきたいと存じます。

計画策定後におきましては、本計画に基づき、本市小・中学校施設の老朽化への対応を計画的に進めて参りたいと考えております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。



○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 19 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 19 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 20 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

議案第 20 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明申し上げます。

青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

それでは、附属資料 3「新旧対照表」に基づき、改正内容を御説明いたします。

総務課及び浪岡事務所教育課に教育長職務執行者印を配置するため、規則別表内番号 6 に公印の名称等を加えるとともに、同規則別表内番号 2 6 及び 2 6 の 2 には、青森市中央市民センター及び青森市油川市民センターに教育長職務執行者印の副印を配置するため、同様に加えたものです。

附属資料 1 として、本規則の概要をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

これについて、平成 28 年 2 月 26 日付けで教育長職務執行者が就任したため、早急に処理する必要があり、会議を開催する暇がありませんでしたので、「青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第 5 条第 1 項の規定により、教育長職務執行者が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めますのでございます。

以上、御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の説明に、御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

では、議案第 20 号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤秀樹委員

御異議が無いようですので、議案第 20 号については原案のとおり決定することといたします。

## (2) 報告

○佐藤秀樹委員

それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は 4 件となっております。

まず、報告 1「小・中学校への寄附採納について（小・中学校）」事務局から御報告をお願いします。

○総務課総務管理 T L

寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（平成 28 年 2 月 1 1 日～平成 28 年 3 月 1 0 日）」を御覧ください。

No.1 の佃中学校ですが「青森市立佃中学校 P T A」から学校の除雪作業に役立ててほしいとの趣旨で『除雪機』の寄贈申し出があり受領しました。

No.2～No.6 の浜館小学校、油川小学校、戸山西小学校、筒井小学校野内小学校、の小

学校5校、No.7～No.10の沖館中学校、東中学校、浪打中学校、甲田中学校の中学校4校ですが、卒業生や保護者から『卒業記念品』として、教育活動や各種行事等に役立ててほしいという趣旨で、寄贈申し出がありそれぞれ受領しました。

詳細は、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

○佐藤秀樹委員

ただ今の報告について、御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

それでは、報告の2「沖館川多目的遊水地「リバーランドおきだて」利用者案内看板等の落書き被害について」説明をお願いします。

○総務課総務管理TL

沖館川多目的遊水地「リバーランドおきだて」利用者案内看板等の落書き被害について御報告申し上げます。

3月9日午後5時頃、市公園河川課職員を通して青森警察署から、三内西小学校通学路からリバーランドおきだてを通る通路一带に落書き被害がある旨の連絡が教育委員会にありました。

翌3月10日に、青森警察署署員と現地確認をした結果、資料の写真にあります信号機の押しボタン、橋の欄干、階段手摺、リバーランドおきだて利用者案内看板、ポールにそれぞれ油性と思われる黄色いスプレーが吹き付けられていたことを確認したところであります。

教育委員会所管の箇所について、翌3月11日に青森警察署と再度の現場立会いをしたところ、橋の欄干については、三内西小学校児童の父兄により原状復旧がされていたことから、文化スポーツ振興課所管の「利用者案内看板」について青森警察署に被害届を提出したところであります。

なお、被害に遭った看板につきましては、業者に確認したところ、スプレーの落書きを消すことは不可能であるとのことから、新たに看板を発注する予定であり、今後、警察による捜査を見守って参ります。

以上でございます。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

それでは、報告の4件目「青森市屋内グラウンド（サンドーム）主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いについて」説明をお願いします。

○文化スポーツ振興課長

青森市屋内グラウンド（サンドーム）の主練習場の照明に係る電気使用料の取扱いについて御報告いたします。

青森市屋内グラウンド（サンドーム）の主練習場の照明設備については、現在、全118灯中63灯不点灯という状況であり、照明設備の改修に向け検討しているところです。

施設を所管する者として適切な管理がされていなかったことにつきましてお詫び申し上げます。

主練習場の利用に当たりましては、照度を計測した結果、使用できる明るさは確保していることから、市民の皆様にはこれまでどおりご利用いただいております。

しかしながら、照明設備全体の半数以上が不点灯という状況を踏まえ、電気使用料の取扱いにつきまして、平成28年3月14日以降、照明設備が復旧するまでの間、新たに照明設備の使用を申請する場合は電気使用料を免除し、また、平成27年12月1日から平成28年3月14日までの間に納付済の電気使用料については還付することといたしました。

なお、このたびの照明設備の不備及び電気使用料に係る措置については、去る 3 月 11 日に施設内に掲示したほか、利用者の皆様に対し、文書及び電話での周知をしたところであり、また、照明設備の改修については、平成 28 年度において改修に着手することを予定しており、現在、関係部局と協議を行っております。

今後の施設管理につきましては、利用者の皆様にご不便をおかけすることのないよう適切な管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますでしょうか。

～ なし ～

○佐藤秀樹委員

それでは、報告の 4 件目「浪岡野沢公民館の優良公民館表彰受賞について」説明をお願いします。

○浪岡教育事務所教育課長

浪岡野沢公民館の優良公民館表彰受賞について、御報告いたします。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

文部科学省では、公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献していると認められるものを優良公民館として表彰しております。

このたび、浪岡野沢公民館が浪岡野沢小学校との共催により実施している「浪岡野沢小学校・野沢公民館祭」が、郷土芸能などの各種公民館サークルに加え、地元の児童館や企業、障がい者施設のほか、大学など多くの団体の連携により実施されていますことが、社会教育活動及び地域活性化の推進力となり、生涯学習の拠点として地域住民の学びに大きく貢献していることが評価され、去る 3 月 3 日に文部科学省内で開催されました、第 68 回優良公民館表彰の表彰式には、野沢公民館の職員 2 名が出席したところであります。

なお、本市における過去の受賞歴は、昭和 56 年度の「浪岡町立中央公民館」と、昭和 58 年度の「青森市立中央公民館」の 2 館で、今回の受賞は、本市にとりましては 32 年ぶりのものとなります。

今後につきましても、市民センターや公民館が行う事業について、生涯学習や社会教育として各地域の活性化や地域と一体となった活動に寄与するよう目指して参りたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤秀樹委員

ただ今の事務局の報告に御意見、御質問等はございますでしょうか。

○石澤委員

大変良い表彰だと感じまして、うれしい気分になりました。

そこでお聞きしますが、優良公民館の表彰とはどういった賞の位置づけで、どういった表彰の規模であったのか、わかれば少し教えて下さい。

○浪岡教育事務所教育課長

優良公民館というのは、今回は全国で 77 館表彰されまして、その中で青森県ではむつ市中央公民館と青森市の浪岡野沢公民館の 2 館が選ばれております。

また、77 館のうち 5 館が優秀館として選ばれ、更にその 5 館は、表彰式の際にインターネット中継を通じてプレゼンテーションを行い、その結果をネット視聴者及び会場参加者からの投票結果を踏まえた審査により最優秀館が選ばれる仕組みとなっております。

その結果、今年度の最優秀館は、島根県の松江市の「松江市玉湯公民館」が受賞してございます。

以上でございます。

○石澤委員

ありがとうございました。

他に御意見、御質問等はございませんか。

～ なし ～

(3) その他

○佐藤委員長

その他、本日の報告の案件以外に、委員の皆様の方から何かございませんか。

～ なし ～

○佐藤委員長

それでは、事務局の方から何かございますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○佐藤委員長

これからは、さきほど非公開とした議案第 21 号の審議に移らせていただきます。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の方の退席をお願いします。

(議案第 21 号 臨時に代理し処理した事項の承認について)

————— 原案のとおり決定 —————

それでは、本日予定しておりました議案の審議等が全て終了いたしました。

以上を持ちまして、平成 28 年第 3 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

お疲れ様でした。

平成 28 年 3 月 18 日開催の平成 28 年第 3 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 28 年 4 月 19 日

書 記 藤 田 剛

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 28 年 4 月 19 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 斎 藤 誠 子